

(法第七十四条の二第三項第五号の政令で定め
る額)

第二十二條 法第七十四条の二第三項第五号の政
令で定める額は、三十五万円とする。

(準用)

第二十三條 第十六條の規定は、法第七十四条の
二第一項の在宅就業障害者特例調整金(以下
「在宅就業障害者特例調整金」という。)の支給
について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第二十四條 第十三條から前条までに定めるもの
のほか、調整金、障害者雇用納付金又は在宅就
業障害者特例調整金に関し必要な事項は、厚生
労働省令で定める。

(法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の
労働に関する法律の規定であつて政令で定める
もの)

第二十五條 法第七十四条の三第三項第一号の勞
働に、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九
号)第二百一十一條第一項(同法第一百七十七
号)第一百八十一條第一項(同法第六條及び第五十六
條に係る部分に限る。)、第一百九十九條(同法第
十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三
十七條に係る部分に限る。)、及び第二百二十條
(同法第十八條第七項及び第二十三條から第
二十七條までに係る部分に限る。に係る部
分に限る。)の規定(これらの規定が労働者
派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者
の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八
十八号。以下「労働者派遣法」という。)、第
四十四條(第四項を除く。))の規定により適
用される場合を含む。)

二 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一
号)第六十七條(同法第六十五條第一号に係
る部分を除く。))の規定

三 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七
号)第四十二條(同法第四十條に係る部分に
限る。))の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
(昭和五十一年法律第三十三号)第五十二條
(同法第四十九條、第五十條及び第五十一條
(第二号及び第三号を除く。))に係る部分に限
る。))の規定

五 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五
十一年法律第三十四号)第二十條(同法第十
八條に係る部分に限る。))の規定

六 労働者派遣法第六十二條の規定

七 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)
第五十二條(同法第四十八條、第四十九條
(第一号を除く。))及び第五十一條(第二号及
び第三号に係る部分に限る。))に係る部分に
限る。))の規定

八 中小企業における労働力の確保及び良好な
雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の
促進に関する法律(平成三年法律第五十七
号。以下「中小企業労働力確保法」という。))
第二十二條(中小企業労働力確保法第二十
條第三号に係る部分を除く。))の規定

九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を
行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法
律第七十六号。以下「育児・介護休業法」と
いう。))第六十五條の規定

十 林業労働力の確保の促進に関する法律(平
成八年法律第四十五号)第三十五條(同法第
三十四條第三号に係る部分を除く。))の規定

十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能
実習生の保護に関する法律(平成二十八年法
律第八十九号)第一百十三條(同法第八十八
條、第九十條、第九十條(同法第四十四條に係
る部分に限る。))、第一百十一條(第一号を除く。))
及び第一百十二條(第一号(同法第三十五條第
一項に係る部分に限る。))及び第六号から第
十一号までに係る部分に限る。))に係る部分
に限る。))の規定

十二 労働者派遣法第四十四條第四項の規定に
より適用される労働基準法第二百一十一條の規
定及び労働者派遣法第四十五條第七項の規定
により適用される労働安全衛生法(昭和四十
七年法律第五十七号)第二百一十一條の規定
法第七十四條の三第三項第三号の労働に関す
る法律の規定であつて政令で定めるものは、次
のとおりとする。

一 労働基準法第六十七條、第一百八十一條
(同法第六條及び第五十六條に係る部分に限
る。))、第一百九十九條(同法第六條、第十七
條、第十八條第一項及び第三十七條に係る部
分に限る。))及び第二百二十條(同法第十八條
第七項及び第二十三條から第二十七條までに
係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規
定に係る同法第二百一十一條の規定(これらの
規定が労働者派遣法第四十四條(第四項を除
く。))の規定により適用される場合を含む。

二 職業安定法第六十三條、第六十四條、第六
十五條(第一号を除く。))及び第六十六條の

規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七
條の規定

三 最低賃金法第四十條の規定及び同條の規定
に係る同法第四十二條の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第
四十九條、第五十條及び第五十一條(第二号
及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの
規定に係る同法第五十二條の規定

五 賃金の支払の確保等に関する法律第十八條
の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の
規定

六 労働者派遣法第五十八條から第六十二條ま
での規定

七 港湾労働法第四十八條、第四十九條(第一
号を除く。))及び第五十一條(第二号及び第
三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれ
らの規定に係る同法第五十二條の規定

八 中小企業労働力確保法第十九條、第二十條
及び第二十一條(第三号を除く。))の規定並
びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保
法第二十二條の規定

九 育児・介護休業法第六十二條から第六十五
條までの規定

十 林業労働力の確保の促進に関する法律第三
十二條、第三十三條及び第三十四條(第三号
を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る
同法第三十五條の規定

十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能
実習生の保護に関する法律第八十八條、第九
十條、第九十條(同法第四十四條に係る部分に
限る。))、第一百十一條(第一号を除く。))及
び第一百十二條(第一号(同法第三十五條第
一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十
一号までに係る部分に限る。))の規定並びにこ
れらの規定に係る同法第一百三十三條の規定

十二 労働者派遣法第四十四條第四項の規定に
より適用される労働基準法第一百八十八條、第
百十九條及び第二百一十一條の規定並びに労働者
派遣法第四十五條第七項の規定により適用さ
れる労働安全衛生法第一百九十九條及び第二
十二條の規定

(法第七十四條の三第六項の政令で定める期間)
第二十六條 法第七十四條の三第六項の政令で定
める期間は、三年とする。

第二十七條 法別表第五号の政令で定める障
害は、次に掲げる障害とする。

一 ぼうこう又は直腸の機能の障害

二 小腸の機能の障害

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の
障害

四 肝臓の機能の障害

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
(除外率設定機関)

2 法附則第三條第一項の規定により読み替えて
適用される法第三十八條第一項に規定する政令
で定める機関(以下「除外率設定機関」とい
う。))は、国及び地方公共団体の機関のうち、
基準日現在において職員(当該機関(当該任命
権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関
を含む。以下同じ。))に常時勤務する職員であ
つて、別表第一に定める職員以外のものに限
る。以下同じ。))の総数に対する別表第三に定
める職員の総数の割合(以下「基準割合」とい
う。))が百分の二十五以上であるものとする。

3 前項の基準日は、平成十五年六月一日とす
る。ただし、平成十五年六月一日以降に法第四
十一條第一項の厚生労働大臣の承認を受けた同
項に規定する省庁及び法第四十二條第一項の厚
生労働大臣の認定を受けた機関については、当
該承認又は認定を受けた日とし、平成十五年六
月一日以降に新たに設置された地方公務員法
(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六條第
一項の任命権者に係る機関については、当該設
置された日とする。

4 附則第二項の職員の総数の算定に当たつて
は、法第三十八條第二項に規定する短時間勤務
職員は、その一人をもつて、同項の厚生労働省
令で定める数の職員に相当するものとみなす。
(除外率)

5 法附則第三條第一項の規定により読み替えて
適用される法第三十八條第一項に規定する政令
で定める率(以下「除外率」という。))は、除
外率設定機関ごとに、別表第四の上欄に掲げる
基準割合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に
掲げるとおりとする。

6 平成十六年度(この項及び次項の規定により
附則第二項の基準日(以下「基準日」という。))
が変更されたときは、直近の当該変更がされた
年度の翌年度)以降の各年度において、その除
外率設定機関に現に設定されている除外率と当
該年度の六月一日を基準日として附則第二項及
び前項の規定を適用した場合の除外率との差が

百分の十以上となるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項及び前項の規定を適用するものとする。

7 平成十六年度（次項の規定により基準日が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の翌年度）以降の各年度において、当該年度の六月一日を基準日として附則第二項及び第五項を適用するものとする。除外率設定機関以外の機関が除外率設定機関に該当することとなり、かつ、その除外率が百分の十以上となるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項及び第五項の規定を適用するものとする。

8 平成十六年度（前二項の規定により基準日が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の翌年度）以降の各年度において、当該年度の六月一日を基準日として附則第二項を適用するものとする。除外率が百分の十以上の除外率が設定されている除外率設定機関が除外率設定機関に該当しないこととなるときは、同日以後、附則第三項の規定にかかわらず、同日を基準日として附則第二項の規定を適用するものとする。

9 第十六条の規定は、法附則第四条第三項の報奨金（以下「報奨金」という。）及び同条第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「在宅就業障害者特例報奨金」という。）の支給について準用する。

10 前項に定めるもののほか、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

11 令和六年十二月三十一日までの間においては、別表第一第二号中「ト 消防吏員及び消防団員」とあるのは、「ト 消防吏員及び消防団員」とある。

ト 消防吏員及び消防団員
チ 在外公館（政府代表部を除く。）に勤務する外務公務員
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四三年一〇月一日政令第二九六号）
附則（昭和五一年九月二八日政令第二五一号）抄

の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）の施行の日（昭和五十一年十月一日）から施行する。

附則（昭和五二年一月二五日政令第三三〇号）
この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五十三年二月一日）から施行する。

附則（昭和五三年三月一〇日政令第三一〇号）抄
この政令は、法の施行の日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附則（昭和五三年六月二七日政令第二六〇号）
この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年の予算から適用する。

附則（昭和五五年九月二九日政令第二四二号）抄
この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五五年九月二九日政令第二四五号）抄
この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五五年十一月二九日政令第三三三三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年六月二一日政令第二三三三三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年八月三日政令第二六八八号）抄
この政令は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附則（昭和五六年九月二一日政令第二七五五号）抄
この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十五条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

（施行期日）
1 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年十月一日）から施行する。

附則（昭和五六年九月二九日政令第二九八八号）
この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 改正後の第十五条の規定は、昭和五十七年度以後の年度分として支給する身体障害者雇用調整金の額の算定について適用し、昭和五十六年度以前の年度分として支給する身体障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条の規定は、昭和五十七年度以後の年度分として納付すべき身体障害者雇用納付金の額の算定について適用し、昭和五十六年度以前の年度分として納付すべき身体障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年七月二日政令第一八四四号）
この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。

附則（昭和五九年九月二五日政令第二八四四号）
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則（昭和五九年二月二一日政令第三三三三三号）抄
この政令は、昭和五十九年二月一日から施行する。

附則（昭和六〇年三月二六日政令第四三三三三号）
この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二七日政令第二三三三三三号）抄
この政令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月二〇日政令第二〇八八号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

規定による改正前の国家公務員等退職手当法施行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令、第五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令、第六条の規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行令、第七条の規定による改正前の国の利害に關する法律第七條第一項の公法人を定める政令、第八条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律施行令、第九条の規定による改正前の高齢者等の雇用の安定等に關する法律施行令、第十条の規定による改正前の租税特別措置法施行令、第十一条の規定による改正前の所得税法施行令、第十二条の規定による改正前の地方税法施行令及び第十五条の規定による改正前の農林水産省組織令は、生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条第一項の規定により農業機械化研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

附則（昭和六一年九月三〇日政令第三一三三三号）
この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 昭和六十一年十月一日前の期間に係る身体障害者雇用促進法の規定による身体障害者である労働者の数の算定については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月二〇日政令第五四四四号）抄
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年六月三〇日政令第二四二二二号）
この政令は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附則（昭和六二年八月二五日政令第二八五五号）
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 改正後の第十八条の規定は、昭和六十三年年度以後の年度分として支給する身体障害者雇用調整金の額及び納付すべき身体障害者雇用納付金の額の算定について適用し、昭和六十二年以前年度の年度分として支給する身体障害者雇用調整

規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成十一年九月二〇日政令第二七二号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成十一年九月二〇日政令第二七六号）抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成十一年九月二九日政令第三〇六号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成十一年二月三日政令第三九〇号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年四月一日から施行する。）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年四月一日から施行する。）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年四月一日から施行する。）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年四月一日から施行する。）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年四月一日から施行する。）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三〇九号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三三三号）抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十二年二月八日政令第五〇七号）抄

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年一月三十一日政令第二一号）抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年三月二八日政令第七九号）抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年七月二六日政令第二五二号）抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十三年九月二二日政令第二九七号）抄

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成十四年一月一七日政令第四九二号）抄

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成十四年五月七日政令第一六八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年九月四日政令第二九六号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十四年二月一八日政令第三八一号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十四年二月一八日政令第三八三号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十四年二月一八日政令第三八五号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日政令第七七号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日政令第七七号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年五月一日政令第二一七号）抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十五年六月四日政令第二四四号）抄

第一条 この政令は、平成十五年六月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九二号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九三号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九四号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九五号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年六月二七日政令第二九六号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月二四日政令第三二二号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月二四日政令第三二八号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年七月二四日政令第三二九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四二号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四三号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年七月三〇日政令第三四四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

五号の改正規定並びに附則第十七条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五号から第十一号までの規定並びに附則第七号から第十一号まで及び第十四号から第三十一号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六号から第二十五号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六号から第二十五号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十五号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月二九日政令第三九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三日政令第三九一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三日政令第三九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六号から第二十四号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三日政令第三九三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六号から第十七号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一〇日政令第四〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八号から第十七号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一二日政令第四一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一二日政令第四一二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一八日政令第四一六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九号及び第十号から第三十三号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十六号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年二月三日政令第四八七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月五日政令第四八九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八号から第四十一号まで、第四十三号及び第四十四号の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月一〇日政令第四九三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附則（平成一五年二月一二日政令第四九六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七号から第五十九号までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五五三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五五五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九号から第三十六号までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五五六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十号から第三十四号までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一月七日政令第二五五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十号第一項及び第三項並びに第十三号から第二十八号までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日政令第一四四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月五日政令第三二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三号から第二十四号までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第四九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一条から第十三号まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一条から第十三号まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

1 (施行期日)
この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年三月二十六日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。)及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年二月二十四日政令第二九八号)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年二月二十八日政令第三一〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附則 (平成二十二年三月二十五日政令第四一〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年六月一〇日政令第一六六号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二十三年一〇月三十一日政令第三三四号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附則 (平成二十三年二月二十六日政令第四二三号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二十五年四月一日から施行する。)

2 (経過措置)
第一条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十八条の規定は、平成二十五年年度以後の年度分として支給する障

害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定について適用し、平成二十四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (平成二十四年八月一〇日政令第二一〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附則 (平成二十五年三月八日政令第五一〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、廃止法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十五年二月二〇日政令第三五六号)

この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年二月五日政令第二三九号) 抄

この政令は、廃止法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年二月一九日政令第三九号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年三月三十一日政令第一二二号)

この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年七月一六日政令第二六一号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年二月二十四日政令第四二二号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附則 (平成二十七年二月四日政令第三五五号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月一八日政令第七四〇号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月二七日政令第一一三〇号)

1 (施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月二七日政令第一一三〇号)

2 (経過措置)
この政令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二十一条の規定は、平成二十七年年度以後の年度分として支給する在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の額の算定について適用し、平成二十六年年度以前の年度分として支給する在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (平成二十八年一月二二日政令第一一〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年一月二二日政令第一一〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年一月二二日政令第一一〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年三月九日政令第五七号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年三月二五日政令第七八号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年三月三〇日政令第八六号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年三月三十一日政令第一四〇号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年二月二六日政令第三九六号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二十九年一月二〇日政令第四一〇号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二十九年二月一七日政令第二二〇号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二十九年四月七日政令第一三六号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、法の施行の日(平成二十九年十一月一日)から施行する。

附則 (平成二十九年六月三〇日政令第一七五号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十九年六月三〇日政令第一七六号)

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則 (平成三十年六月二七日政令第一九二号)

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

附則 (平成三十年一月三〇日政令第三三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二〇日政令第四〇号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月三〇日政令第一二九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年八月三〇日政令第八二号）
この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

附則（令和元年二月二六日政令第二二二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一〇月一四日政令第三一一号）
この政令は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）
1 この政令は、令和三年三月一日から施行する。

2 令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和三年二月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率については、なお従前の例による。

附則（令和四年六月一六日政令第二一八号）
この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附則（令和五年三月一日政令第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の改正規定及び次条の規定 令和五年四月一日

二 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令附則第二項及び第八項並びに別表第四の改正規定 令和七年四月一日

（経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の規定は、令和五年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定について適用し、令和四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」と、新障害者雇用促進法施行令第九條中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十條の二第二項中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十八條中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。

2 新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定（前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）は、令和八年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和八年七月以後の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率について、前項の規定により読み替えて適用される新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定は、令和六年度から令和八年度までの年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和六年四月から令和八年六月までの各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率について、それぞれ適用し、令和五年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

附則（令和五年七月七日政令第二三九号）
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第一条、附則第二項関係）

- 一 警察官
- 二 警に掲げる職員
- 三 皇宮護衛官
- 四 自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。）並びに陸上自衛隊高等学校の生徒
- 五 刑務官及び入国警備官
- 六 密輸出入の取締りを職務とする者
- 七 麻薬取締官及び麻薬取締員
- 八 海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒
- 九 消防吏員及び消防団員
- 十 前二号に掲げる者に準ずる者であつて、労働政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもの

別表第二（第十条の二関係）

- 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究

- 開発法人量子科学技術研究開発機構、国立行政法人奄美群島振興開発基金、国立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立行政法人海技教育機構、国立行政法人家畜改良センター、国立行政法人環境再生保全機構、国立行政法人教職員支援機構、国立行政法人勤労者退職金共済機構、国立行政法人空港周辺整備機構、国立行政法人経済産業研究所、国立行政法人工業所有権情報・研修館、国立行政法人航空大学校、国立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、国立行政法人国際観光振興機構、国立行政法人国際協力機構、国立行政法人国際交流基金、国立行政法人国民生活センター、国立行政法人国立印刷局、国立行政法人国立科学博物館、国立行政法人国立高等専門学校機構、国立行政法人国立公文書館、国立行政法人国立重要知的障害者総合施設のぞみの園、国立行政法人国立女性教育会館、国立行政法人国立青少年教育振興機構、国立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立行政法人国立美術館、国立行政法人国立病院機構、国立行政法人国立文化財機構、国立行政法人自動車技術総合機構、国立行政法人自動車事故対策機構、国立行政法人住宅金融支援機構、国立行政法人酒類総合研究所、国立行政法人情報処理推進機構、国立行政法人製品評価技術基盤機構、国立行政法人造幣局、国立行政法人大学入試支援センター、国立行政法人地域医療機能推進機構、国立行政法人中小企業基盤整備機構、国立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、国立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国立行政法人統計センター、国立行政法人都市再生機構、国立行政法人日本学術振興会、国立行政法人日本学生支援機構、国立行政法人日本芸術文化振興会、国立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、国立行政法人日本スポーツ振興センター、国立行政法人日本貿易振興機構、国立行政法人農業者年金基金、国立行政法人農畜産業振興機構、国立行政法人農林漁業信用基金、国立行政法人農林水産消費安全技術センター、国立行政法人福祉医療機構、国立行政法人北方領土問題対策協会、国立行政法人水資源機構、国立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、国立行政法人労働者健康

安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人	二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人	三 日本司法支援センター	四 日本私立学校振興・共済事業団	五 沖縄振興開発金融公庫	六 株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険	七 沖縄科学技術大学院大学学園、日本年金機構及び福島国際研究教育機構	八 全国健康保険協会	九 地方独立行政法人	十 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社			
別表第三（附則第二項関係）												
一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第三項第二号から第十一号までに掲げる職員（同項第九号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。）及び船員である職員	二 裁判官、検察官、大学及び高等専門学校教育職員並びに地方公務員法第三条第三項第一号に掲げる職（就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。）及び第四号に掲げる職に属する職員	三 次に掲げる職員	イ 国会の衛視	ロ 法廷の警備を職務とする者	ハ 漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者	ニ 航空交通管制官	四 医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師	五 幼稚園、小学校、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）及び幼保連携型認定こども園の教育職員	六 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）において児童の介護、教護又は養育を職務とする者	七 動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者	八 航空機への搭乗を職務とする者	九 鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車（旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。）の運転に従事する者

十 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者	十一 とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者	十二 伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者	十三 建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者	十四 多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者
別表第四（附則第五項関係）				
基準割合		除外率		
百分の九十五以上	百分の九十五未満	百分の七十五	百分の七十五	
百分の八十五以上百分の九十五未満	百分の八十五未満	百分の六十五	百分の六十五	
百分の八十五以上百分の八十五未満	百分の八十五未満	百分の六十	百分の六十	
百分の七十五以上百分の八十五未満	百分の七十五未満	百分の五十五	百分の五十五	
百分の七十五以上百分の七十五未満	百分の七十五未満	百分の五十	百分の五十	
百分の六十五以上百分の七十五未満	百分の六十五未満	百分の四十五	百分の四十五	
百分の六十以上百分の六十五未満	百分の六十未満	百分の四十	百分の四十	
百分の五十五以上百分の六十未満	百分の五十五未満	百分の三十五	百分の三十五	
百分の五十五以上百分の五十五未満	百分の五十五未満	百分の三十	百分の三十	
百分の四十五以上百分の五十五未満	百分の四十五未満	百分の二十五	百分の二十五	
百分の四十五以上百分の四十五未満	百分の四十五未満	百分の二十	百分の二十	
百分の三十五以上百分の四十五未満	百分の三十五未満	百分の十五	百分の十五	
百分の三十五以上百分の三十五未満	百分の三十五未満	百分の十	百分の十	
百分の二十五以上百分の三十五未満	百分の二十五未満	百分の五	百分の五	